

## 第4章 基本施策及び環境配慮指針

## 第4章 基本施策及び環境配慮指針

### 基本目標1 健康と安心・安全の実現

健康で快適な生活環境を目指し、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。また、公害については、市民、事業者、市ともに原因者にも被害者にもなる可能性があることから、防止についての意識・啓発の普及に取り組みます。

#### 基本施策1 大気環境の保全

SDGs 関連目標 11 住み続けられるまちづくりを

(ターゲット6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。)



#### 市民の環境配慮指針

- ・家庭では、ごみ焼却をしません。
- ・アイドリングストップや急発進急停車などを控え、エコドライブを心がけます。
- ・自動車の利用を控え、公共交通機関や自転車、徒歩での移動を心がけます。
- ・生ごみをコンポスト処理するときは、適量の薬剤を添加し悪臭を防止します。
- ・側溝や排水路を清潔に保ち、悪臭を防止します。

#### 事業者の環境配慮指針

- ・法・県条例等の規制に基づき、規定以外の焼却炉の使用と野外焼却をしません。
- ・化学物質の外部への排出・漏洩の防止対策に取り組みます。
- ・P R T R制度（化学物質排出・移動量の届出制度）等を遵守します。
- ・事業活動における悪臭対策を行います。
- ・事業活動における苦情については、市や関係機関へ連絡し適切に対応します。
- ・公害苦情に関する市の立ち入り調査に協力します。

#### 市の施策

- ・ごみの野外焼却について、規制の周知徹底と指導を行います。
- ・悪臭について、関係機関等と連携して調査及び防止対策を行います。
- ・化学物質の排出について、法、県条例が遵守されるよう指導を行います。
- ・自動車排気ガスを抑制するため、電気自動車の普及を始め、アイドリングストップや自転車など自動車以外の移動方法を推進します。
- ・P R T R制度の運用を推進します。
- ・公害防止協定の締結を推進し、大気環境の保全に努めます。
- ・放射性物質の測定について、関係機関と連携し、継続して取り組みます。

### 【環境指標】

- ・空間放射線量 (2019) 1  $\mu$  Sv/時 未満→ (2023) 1  $\mu$  Sv/時 未満

## 基本施策2 水・土壌環境の保全

SDGs 関連目標 6 安全な水とトイレを世界中に

(ターゲット6 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。)



### 市民の環境配慮指針

- ・公共下水道、農・漁業集落排水処理施設への接続、または、合併処理浄化槽設置に努めます。
- ・食用油を流さないことや廃油・米のとぎ汁などの再利用、環境に配慮した洗剤の適量使用など排水の適切な処理を心がけます。
- ・風呂水の再利用やこまめな節水を心がけます。

### 事業者の環境配慮指針

- ・下水道への早期接続、または、浄化槽を整備し、排水処理を徹底して行います。
- ・水質汚濁及び土壌汚染を防止するため、排水対策や監視を行います。
- ・節水や雨水の利用などを推進し、水資源を有効に利用します。
- ・有機肥料や低農薬による栽培を積極的に進めます。
- ・事業活動における苦情については、市や関係機関へ連絡し適切に対応します。
- ・公害苦情に関する市の立ち入り調査に協力します。
- ・公害防止協定の締結を推進します。

### 市の施策

- ・水道水の水質基準に基づき、定期水質検査を行います。
- ・水源地及びその上流の環境保全に努めます。
- ・節水についての理解と協力を呼びかけます。
- ・河川、広田湾の水質検査を行い、結果について公表します。
- ・地下水の測定について、関係機関と連携して監視を行い、結果について公表します。
- ・公共下水道事業、農・漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業を推進します。
- ・洗剤の適量使用など、水質保全活動の啓発を行います。
- ・側溝や排水路の定期的な清掃の実施を推進します。
- ・事業所排水について、関係機関と連携し、法、条例の規制に基づき適正指導を行います。
- ・公害防止協定の締結を推進します。
- ・低農薬・除草剤の使用や適量使用の普及啓発に努めます。
- ・堆肥の適正保管の指導、監視を推進します。

### 【環境指標】

- ・上水道普及率 (2019) 93.3%→(2023) 93.9% (水道事業計画)
- ・汚水処理人口普及率 (2019) 70.2%→(2023) 74.9% (汚水処理施設概成アクションプラン)
- ・気仙川BOD (2019) 0.7→(2023) 1.0以下 (まちづくり総合計画基本目標3・基本政策10)
- ・広田湾COD (2019) 1.6→(2023) 1.5以下 (まちづくり総合計画基本目標3・基本政策10)
- ・清掃センター放流水BOD (2019) 8.6以下→(2023) 8.6以下

## 基本施策3 騒音・振動対策

SDGs 関連目標 11 住み続けられるまちづくりを

(ターゲット3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。)



### 市民の環境配慮指針

- ・ペットの鳴き声や楽器演奏などの生活騒音について、近隣に配慮します。
- ・アイドリングストップを心がけます。

### 事業者の環境配慮指針

- ・騒音・振動発生施設や建設工事について、法、条例に基づき、適正に運用するとともに、周辺に配慮します。
- ・建設機械、工事用車両は、周辺に配慮し使用します。
- ・アイドリングストップを心がけます。
- ・事業活動における苦情については、市や関係機関へ連絡し適正に対応します。
- ・公害苦情に関する立ち入り調査に協力します。

### 市の施策

- ・自動車騒音について、測定を行います。
- ・特定施設や特定建設作業による騒音・振動について、必要に応じ測定を行い、法、条例に基づき、適正に指導します。
- ・一般的な環境騒音・振動について、必要に応じ測定を行い、法、条例に基づき、適正に指導します。

### 【環境指標】

- ・自動車騒音 (2023) 環境基準以下

## 基本目標 2 人と自然の共生

自然との共生に配慮し、暮らしやすい環境を維持するために市民、事業者、市が連携し、三陸復興国立公園や三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイルなど、恵まれた自然・文化環境を守り次世代に受け継ぐために、積極的な保全活動に取り組みます。

### 基本施策 1 自然環境の保全

SDGs 関連目標 14 海の豊かさを守ろう

(ターゲット1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。)

SDGs 関連目標 15 陸の豊かさを守ろう

(ターゲット4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。)



### 市民の環境配慮指針

- ・住んでいる地域の周辺やまち全体の美化及び緑化活動を行います。
- ・山林の保全を心がけます。
- ・外来魚など、他の動植物に被害を及ぼす外来種を自然環境に持ち込みません。

### 事業者の環境配慮指針

- ・土地開発にあたり、市や関係機関と事前協議して周辺の環境や生態系の維持に努めます。
- ・資源採取関係事業について、周辺への環境に配慮し、事業後の復元、緑化に努めます。
- ・環境の保全に配慮した産業を推進します。

### 市の施策

- ・植樹など緑化に取り組み、山林を適正に管理します。
- ・山林の開発においては、森林機能の保全に配慮し、資源の確保に努めます。
- ・河川及び漁港・海岸整備においては、環境に配慮した工事を行います。
- ・動植物の生態系、生育環境の保護や環境に配慮したまちづくりを推進します。
- ・公共事業によって整備した土地について、土砂災害や洪水などの自然災害の影響がないよう維持に努めます。
- ・工事の施工にあたり、河川や海への土砂・泥の流入を防止します。
- ・多様な生物種の保護のため、関係機関と連携し、動植物の生態調査などによる保護、適正管理を推進します。
- ・農林業や他の動植物に被害を及ぼす野生動物については、関係機関と連携し、駆除などの対策を講じます。
- ・地域、団体等による清掃活動・美化活動を推進します。
- ・環境保全に配慮した産業の育成と、資源の地産・地消を推進します。

### 【環境指標】

- ・ 再造林率 (2019) 9.5% → (2023) 20.0%以上 (まちづくり総合計画基本目標 7・基本政策 25)

## 基本施策 2 歴史的・文化的景観の保全と継承

SDGs 関連目標 11 住み続けられるまちづくりを

(ターゲット 4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。)



### 市民の環境配慮指針

- ・ 歴史的な景観や遺産の保存に協力します。
- ・ 街並みの景観保全、美化活動に協力します。
- ・ 身近な歴史・文化への理解を深め、大切にしよう心がけます。
- ・ 犬や猫などのペットは、マナーを守って飼育します。

### 事業者の環境配慮指針

- ・ 歴史・文化資源の保護に協力します。

### 市の施策

- ・ 歴史的な景観や文化的に重要な遺産の保全と活用に努めます。
- ・ 自然景観の保全と活用に努めます。
- ・ 散乱ごみの防止や緑化による街並みの環境美化を推進します。
- ・ 道路や公園などでの犬、猫の糞の処理について、飼い主のマナーの向上を図ります。
- ・ 公共施設のユニバーサルデザイン化を推進します。



## 基本目標 3 循環型社会の構築

貴重な資源を有効に利用するため、リデュース・リユース・リサイクル（ごみの減量・再使用・再利用）を促進するとともに、ごみは、「陸前高田市ごみ処理計画」及び「家電リサイクル法」並びに「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に基づき適正に処理します。また、市民や事業者、市が協力して温室効果ガスの抑制に取り組みます。

### 基本施策 1 ごみの適正処理

SDGs 関連目標 12 つくる責任 つかう責任

（ターゲット 5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。）



### 市民の環境配慮指針

- ・ごみの分別を徹底します。
- ・生ごみは、できるだけ肥料等として再利用するよう心がけます。また、ごみとして出すときは、水分を切って決められた日時に出します。
- ・不法投棄はしません。

### 事業者の環境配慮指針

- ・産業廃棄物、事業系一般廃棄物について、法律により適正に処理します。
- ・不法投棄はしません。

### 市の施策

- ・ごみの適正処理について、周知啓発を行います。
- ・不法投棄について、関係機関と連携し、パトロールを強化するなど、未然防止に努めます。
- ・産業廃棄物、事業系一般廃棄物の処理について、関係機関と連携し、適正な処理方法を周知徹底し、再資源化や減量化を推進します。
- ・ポイ捨てや不法投棄防止の意識啓発を図るため、看板の設置や広報活動に取り組みます。
- ・ごみ集積所の設置経費の補助制度を継続します。

## 基本施策2 リデュース・リユース・リサイクル(ごみの減量・再使用・再利用)の推進

SDGs 関連目標 12 つくる責任 つかう責任

(ターゲット5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。)

12 つくる責任  
つかう責任



### 市民の環境配慮指針

- ・買い物をする際には、必要とするものや使用する量を購入するように心がけます。
- ・使い捨て製品の使用を減らし、詰め替え対応製品の購入を心がけます。
- ・エコバッグを活用します。
- ・買い物をする際には、簡易包装を心がけます。
- ・プラスチック製品の使用を控え、プラスチックごみの削減に努めます。
- ・フリーマーケットやバザーを有効に利用します。
- ・資源ごみは、分別してリサイクルします。
- ・集団資源回収を積極的に実施します。
- ・生ごみは、肥料などにリサイクルするよう心がけます。
- ・食品ロスを減らすため、食べ残しを減らし、食べる分だけ用意するよう心がけます。また、フードバンクの活動を利用します。

### 事業者の環境配慮指針

- ・廃棄物の減量化を心がけます。
- ・プラスチック製品の製造や使用を減らすことに努め、プラスチックごみの削減に取り組みます。
- ・在庫管理や注文方法を工夫し、食品ロスを減らします。また、フードバンクの活動を活用します。
- ・製品の簡易包装に努めます。
- ・事業活動には、出来るだけ繰り返し使える製品を使用します。
- ・廃棄物の分別を徹底し、資源ごみはリサイクルします。
- ・製品のリサイクル事業を検討します。

### 市の施策

- ・資源ごみの回収とリサイクルを継続します。
- ・コンポスト、電動生ごみ処理容器、EMバケツ購入経費の補助制度を継続します。
- ・資源集団回収の補助制度を継続します。
- ・リサイクルされた原料を使用したものや生産の際にごみを減量したものなど、環境保全に配慮した製品の使用を推進します。
- ・間伐材を利用した製品の普及促進を図ります。

### 【環境指標】

- ・コンポスト、電動生ごみ処理容器、EMバケツ購入経費補助件数 (2019) 43 件→ (2023) 50 件
- ・資源集団回収補助団体数 (2019) 14 件→ (2023) 20 件
- ・家庭ごみ中の資源ごみの割合 (2019) 15%→ (2023) 16%

## 基本施策 3 地球環境の保全

SDGs 関連目標 13 気候変動に具体的な対策を

(ターゲット 3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。)



### 市民の環境配慮指針

- ・アイドリングストップやエコドライブを心がけます。
- ・地球温暖化についての情報を積極的に取り入れ、理解と関心を深めます。

### 事業者の環境配慮指針

- ・エコ商品の使用を心がけます。
- ・フロン類の回収を適正に行います。
- ・環境保全に益する技術開発や産業振興を積極的行います。

### 市の施策

- ・エコドライブやアイドリングストップに取り組みます。
- ・地球温暖化の原因や対策についての情報を積極的に周知し、意識啓発を図ります。
- ・二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) の排出削減につながる施策を推進します。
- ・植林や緑化を行うなど、森林を適正に管理するとともに、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の削減に努めます。
- ・オゾン層を破壊するフロンなどの物質の排出を抑制するため、エアコン等の廃棄の際は、法規制により適正に処理するよう指導します。
- ・酸性雨 (雪) 調査を継続し、調査結果を公表します。

### 【環境指標】

- ・酸性雪調査 (2019) 実施→ (2023) 実施

## 基本施策4 省エネルギー・新エネルギーの取り組み

SDGs 関連目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

(ターゲット2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。)



### 市民の環境配慮指針

- ・ 不要な電気はこまめに消し、冷暖房の温度設定を適切にするなど、エネルギーの節約に心がけます。
- ・ 近距離は、徒歩又は自転車の利用を、また、遠距離は、公共交通機関や相乗りを心がけます。
- ・ 家電製品は、省エネ型のもの、また、自動車は、低公害や低燃費の車両を購入するよう心がけます。
- ・ 太陽光発電、バイオマス発電などの環境にやさしいエネルギーを利用するよう心がけます。

### 事業者の環境配慮指針

- ・ 節水、節電や省エネを心がけます。
- ・ 近距離は、徒歩や自転車を使用し、遠距離については、相乗りを心がけます。
- ・ 不要な荷物の積載は止め、エコドライブや交通安全に配慮します。
- ・ 低公害車、低燃費車の導入を促進します。
- ・ 事業所及び事業活動の省エネルギー化や環境保全に配慮した新エネルギー導入を推進します。

### 市の施策

- ・ 電気自動車、低公害車や低燃費車の導入を促進します。
- ・ 日常生活や事業活動における省エネルギーの普及・推進を図ります。
- ・ 電力の節約など、省エネ型生活の実践を促進します。
- ・ 環境保全に配慮した太陽光発電やバイオマス発電、廃棄物を利用した発電などの新エネルギー導入を推進します。
- ・ 公共施設の省エネルギー・新エネルギー導入を促進します。

#### 【環境指標】

- ・ 再生可能エネルギー比率 (2019) 8.3% → (2023) 10.0%以上
- ・ 地域新電力会社契約件数 (2019) 26件 → (2023) 30件以上 (陸前高田市SDGs未来都市計画環境部門ゴール7)

## 基本目標 4 環境保全活動への参加

市民一人ひとりが、環境保全活動に積極的に参加するとともに、事業者、団体、市についても、関連情報の発信や情報共有を積極的に行うなど互いに連携し、環境保全活動に取り組みます。

### 基本施策 1 環境保全活動の推進

SDGs 関連目標 4 質の高い教育をみんなに

(ターゲット7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。)

SDGs 関連目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう

(ターゲット17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。)



### 市民の環境配慮指針

- ・新聞、テレビ、講習会等で環境問題への情報を収集し、関心を高めます。
- ・地域等の環境保全活動へ積極的に参加します。

### 事業者の環境配慮指針

- ・環境保全活動を積極的に行うとともに、地域における環境保全活動へも参加します。
- ・関係団体や市と積極的に連携し、環境保全活動に取り組みます。

### 市の施策

- ・環境に関する情報を収集し、広報やホームページなどで発信します。
- ・環境団体や人材の育成を推進します。
- ・岩手県環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員の利用を促進します。
- ・環境ボランティア活動を推進します。
- ・気仙川、広田湾をはじめとする市内の水環境の水質保全を図るため、関係自治体との連携体制を維持継続します。
- ・地球環境保全のため、国、県、近隣自治体との連携を推進します。
- ・イベントの開催や施設運営の際には、環境の保全に十分留意します。
- ・市民が参加できる地域清掃活動の機会を提供します。

#### 【環境指標】

- ・気仙川一斉清掃 (2019) 実施→(2023) 実施

## 基本施策 2 環境教育・学習、啓発の推進

SDGs 関連目標 4 質の高い教育をみんなに

(ターゲット 7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。)



### 市民の環境配慮指針

- ・地域の自然を活かした自然とのふれあいや体験活動に取り組み、自然環境や動植物への理解を深めます。
- ・環境についての講習会等に積極的に参加します。
- ・家族や友人と環境問題について話し合う機会を作ります。

### 事業者の環境配慮指針

- ・環境研修会に積極的に参加します。
- ・職場内で環境研修等を開催し、自然保護や環境の保全への意識を高めます。
- ・事業活動において、研修等で得た知見を活用します。

### 市の施策

- ・将来へ持続可能な環境を保全するため、児童・生徒の環境教育及び学習を推進します。
- ・地域の自然を活かした自然とのふれあいや体験活動を推進します。
- ・幅広い年齢層の参加しやすい自然観察会等を開催し、自然とのふれあいの場を提供します。
- ・国立公園等の利用を促進します。

#### 【環境指標】

- ・環境教育・出前講座実施回数 (2019) 1回 → (2023) 2回 (まちづくり総合計画基本目標 3 基本政策 10)
- ・水生生物調査実施校数 (2019) 1校 → (2023) 2校

## 【環境指標（再掲）】

環境指標については、毎年度確認し、2023年度までに目標値達成を目指すものです。

基本目標1 健康と安全・安心の実現	2019	2023(目標値)	備考
空間放射線量	1 $\mu$ Sv/時未満	1 $\mu$ Sv/時未満	
上水道普及率	93.3%	93.9%	(水道事業計画)
汚水処理人口普及率	70.2%	74.9%	(汚水処理施設概成アクションプラン)
気仙川BOD75%値	0.7	1.0以下	(まちづくり総合計画基本目標3・基本政策10)
広田湾COD75%値	1.6	1.5以下	(まちづくり総合計画基本目標3・基本政策10)
清掃センター放流水BOD75%値	8.6以下	8.6以下	
自動車騒音		環境基準以下	

基本目標2 人と自然の共生	2019	2023(目標値)	備考
再造林率	9.5%	20.0%以上	(まちづくり総合計画基本目標7・基本政策25)

基本目標3 循環型社会の構築	2019	2023(目標値)	備考
コンポスト、電動生ゴミ処理容器、EMバケツ購入経費補助件数	43件	50件	
資源集団回収補助団体数	14件	20件	
家庭ごみ中の資源ごみの割合	15%	16%	
酸性雪調査	実施	実施	
再生可能エネルギー比率	8.3%	10.0%以上	平成23年からの新エネルギー推進事業補助件数(累計)を当年度末世帯数で割ったもの
地域新電力会社契約件数	26件	30件以上	(陸前高田市SDGs未来都市計画環境部門ゴール7)

基本目標4 環境保全活動への参加	2019	2023(目標値)	備考
気仙川一斉清掃	実施	実施	
環境教育・出前講座実施回数	1回	2回	(まちづくり総合計画基本目標3基本政策10)
水生生物調査実施校数	1校	2校	

